

福島県環境審議会

第2部会議事録

(平成18年1月19日)

司会(小檜山企画主幹)

ただ今から、福島県環境審議会第2部会を開会いたします。

それでは、出席委員が福島県環境審議会条例第8条第7項に基づき定足数に達しておりますので、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、同条例第8条第4項に基づき、引地部会長に議長をお願いすることにいたします。

議長(引地部会長)

委員の皆様にはお忙しい時期、また小雪が舞う環境が厳しい中を御出席いただきまして誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。本日、審議いただきますのは、福島県廃棄物処理計画の見直しであります。この計画につきましては、昨年の10月25日の当部会の意見等を踏まえ、事務局で中間取りまとめを行い、また、県民意見の募集、パブリックコメントを実施しておりました。これらの結果を踏まえたものについて、第2部会として福島県廃棄物処理計画の案について御審議いただきます。また、前回概要について報告いたしました、ごみ処理有料化に関わる調査結果についても報告させていただきます。今回は、答申に向けて予定していた最終の部会となりますので、委員の皆様には活発な御意見・御提言をお願いいたします。それでは議事録署名人を指名いたします。私から指名することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議がないようですので、議事録署名人として、

鈴木安利(すずき やすとし)委員 と

福島哲仁(ふくしま てつひと)委員

を指名します。

それでは、審議に入ります。

今回は、「福島県廃棄物処理計画(案)」について全体を通して説明を受け、その後、適当に区切り、意見等を伺って整理していきたいと思います。

始めに、一般廃棄物関係について、有料化の調査結果と併せて事務局より説明をお願いします。

事務局(渡辺一般廃棄物対策グループ参事)

一般廃棄物対策グループ参事の渡辺でございます。私の方からは、お手元資料 1 福島県廃棄物処理計画(答申案)に基づいて説明申し上げたいと思います。

(資料1、2、3、4に基づき説明)

以上が一般廃棄物関係の修正箇所さらには委員の皆様から頂いた意見でございます。

続きまして、先ほど部会長から話がありましたが、福島県廃棄物処理計画に関係しますごみ処理有料化に関する市町村調査結果について若干ご報告させていただきたいと思っております。資料5をご覧くださいと思います。

(資料5に基づき説明)

議長

続きまして、産業廃棄物関係について説明をお願いします。

事務局(河津産業廃棄物対策グループ参事)

産業廃棄物対策グループ参事の河津でございます。私の方からも、資料1の29頁からご説明したいと思えます。

(資料1、2、3、4に基づき説明)

議長

廃棄物処理計画全体について、第2部会の委員の意見及び県民の意見等の結果等を踏まえて整理した内容について、説明がありましたので、これらを踏まえて審議に入っていきたいと思えます。活発な御意見・御提言をお願いします。全体の量が非常に多いので、ある程度区切りながら、休憩を挟みながら進めていきたいと思えますので、どうぞよろしくお願い思えます。それでは処理計画の資料1の1ページの「廃棄物処理計画の見直しの趣旨」から3ページまでで、ここまでで、御意見・御提言をお願いします。

何か御意見はございますか。とくになければ次に進みます。

第2章の「一般廃棄物の処理」、4ページから第4節の「一般廃棄物の処理に関する課題」の13ページの間で御意見等はございますか。

鈴木委員

先ほどのごみの有料化に關した件なんです、ごみの単価ですね、袋45リットルで25円から100円と巾が非常にあります。私の理解だと、この単価が高いほど、ごみの減量化率が高いというのが、全国的な新聞で読んだ記憶があるんですが、25円と100円とでごみの減量、どんな感じでしょうか。私が考えるのは100円の方が減量化、結構高いのではないかなと思えます。2・3年たって戻ってしまうというのは、その辺との関連もあるのかなと思えますので、ちょっと分かればお聞きしたい。

事務局(渡辺参事)

ズバツとお答えしたいところなんです、なかなか実態としまして、金額はそういう金額として把握しているんですが、それが具体的にごみ減量にどれだけの効果があるのかということまでの分析までは残念ながらまだ至っていませんし、またそれを分析しようとすると、特定の町村をピックアップした上で、時系列的にやっていると、なかなか傾向的に出てこない問題もあるかと思えますので、後ほどやり方等のアイデアを御教示いただければありがたいと思えます。

議長

委員の方で何かありますか。

羽田委員

やはりよその県の資料等でも、3年くらい過ぎると全部戻るといふケースが多いですね。やはり経済的にインセンティブとか言いますけれども、やはり痛みを伴わないとなかなか続かないという今の時代で、かなり痛手を被る程度に金額になれば効果もあるのかなと思えますけれども、25円とか50円くらいだったら、まあどうでもいいという階層が多くなっている現実があるのではないかというふうには、よその資料で見たものでございますので、私なんかもそう思えますので1つの意見として話しました。

議長

他に何かありますか。

畠山委員

2・3年するともう一度戻るというリバウンドですね、楽観的に考えれば、ごみというのは有料なんだと、その意識が浸透したというふうに見る見方があるやもしれないと。最初は有料化だと、いやごみ出すのに金まで払う必要があるのかという反発から当然にがたと落ちるんでしょうけれども、そのうちに、そうか、ごみは有料でなければいけないんだな、処理には金がかかるんだなと、そういうことの意識の浸透ということがあって、じゃあ、またその先も問題なんですかね、金払ったんだからいっぱい出してもいいんだなと、元に戻してもいいんだらうという考え方、これ自身、問題なんですけれども、ただ、そういう考え方もひょっとしたらできるのかなという気がしています。あまり根拠はありません。

議長

先ほど事務局の方からお話のありましたけれども、私、いわき市なんです、いわき市もまだ検討中なんです。その委員でもありましたので、ちょっと述べさせていただきます。有料化することの目的、意義といいますが、そこをもう少し明瞭化してきちんとしたからでないと、不法投棄につながったりとか、ある程度やってから資源ごみとそうでないごみがいい加減になってしまうのではないかと。やはり何故必要なのか、あるいは資源ごみと可燃性ごみ、不燃性ごみをどう区別するのかとか、そういうのをきちんとしてから、あるいは事業系の一般廃棄物をどうするのかとか、そのところが十分に議論されないうちに有料化にするのは早いのではないかと。ということで、まだ検討中の段階です。そういう方向でいきたいという気持ちはあるのですが、追求してからでいいのではないかと。ということでまだ決まっていなくて。

議長

その他、ありませんか。

羽田委員

このデータで見ますと、熱塩加納村が一番古くて、しかも金額は100円ということで一番高いですね。しかもこれで続いていて、しかも減っていれば、やはりインセンティブとしてかなりいい部分があったのではないかと思いますので、その辺も分析も1つどうだろうと思うんですが。

議長

この辺は事務局からでよろしいですか。

事務局(渡辺参事)

熱塩加納村の場合は、かなりの部分がたい肥化に向けて、地域も協力、行政側も協力、事業者側も協力という体制が続いているのだらうと思われまます。でないとここまでの状況にはならないのかなと思われまます。現実には、現在熱塩加納村につきましては有機栽培を始めいろんな意味でそういったたい肥化、有機栽培の推進がされておりますので、その辺が浸透して継続しているという結果がこういう状況になっていると類推されまます、まだはっきりはつかんでおりませんがそのような状況にあると思われまます。

議長

その他何かございましたらお願いします。

堀金委員

計画の8番の下水道化構想という1項がある訳なんです、それに関連しまして、13ページにあります排水に関する課題ということでここに出ておりますけれども、県の排水関係、それから先程の相馬市の絡みを考えたときに、この生活排水に関する課題等に関する県の課題とはこのくらいの押さえ方で、少し薄すぎるのではないのかなあと、ちょっと気になるんですね。ただ、これから下水に関しましては16年度に見直しをされているということなので、これが5年後に新たな課題でまた見直しされるだろうからだとは思いますが、もう少し排水ということをこれから大きな問題になるうかと。ただ、今、一般のごみに関わるものが話題になりがちですけども、この排水に関わるこの文言の押さえ方とどうですか。あるいはこれがやがてこれらのことを全て県のホームページを開いて一般に開示されていくとなった場合に、きちんと県民とか我々町民とかそれぞれの役割分担というのが明確にきちんと押さえられているような、そういう課題として文言が1つ入ってもいいのかなと、そんなふうに感じたのですがいかがでしょうか。

事務局(渡辺参事)

正に堀金委員がご指摘のとおりのところもあるうかと思います。ご承知のとおり福島県全域下水道化構想というのができておりまして、平成16年9月に冊子になってございます。これにつきましては浄化槽、集落排水も含めまして、それぞれ処理の目標を定めて、具体的な施策をやっていこうということでございます。それから一方で現在、県の総合的な水管理関係の計画、全国にも例のない、水をどう活かすのかどう取り組んでいくのかという計画を、今、企画調整部が中心になりましてまとめています。今、粗粗の骨子の議論を重ねているところでございますし、その他にもこの水に関するいろいろな各種計画がございます。これにつきましては福島県廃棄物処理計画の中でございますので、生活排水については極力コンパクトな項目として押さえさせていただいたということでございます。

議長

その他にありますか。

堀金委員

文言のことなんです、7ページにあります括弧の中のこの文章はいいんですが、そこに子ども会や婦人団体という言葉がありますね。やはりこれから県の目玉であるでしょうから、やはりこれ別な文言に直された方が抵抗なく出ていくのではないかと思いますので、よろしく検討をお願いします。

事務局(渡辺参事)

ご指摘のとおり修正させていただきます。

議長

その他の意見として、8ページで中村委員から出されているいわき市は何故13年度から14年度に急激にリサイクル率がよくなったのかという質問がありますが、私も委員やっていたので、その良くなった理由は、1つはダイオキシンの問題が出てそしてダイオキシンを発生しない焼却施設をいわき市が作ったんですが、それで焼却しますとお金がすごく高つくんですね。

市としても処理経費、それぞれの処理をした場合の経費を市民に訴えて、そして資源にできるものはなるべく燃やさないで資源にしていくということで、そうでないものは燃やしやすい形にして、そして何でもかんでも燃やすという方向に行くのは問題ではないかということが話題になりまして、どういう処理をすればどのくらいお金がかかるのかを市民に知らせる必要があると、そうすればそれぞれのコストが分かると資源にも協力する市民が多くなるのではないかとということで、あとは各地区の子ども会に呼びかけて資源性ごみを回収してその一部を子供たちの活動にあてたらいいのではないかと、そうすると積極的にそういうのがされてくるようになるのではないかという意見がありまして、そういうことで実施するようになってからリサイクル率が上がったように思います。ただ、アパートに住んでいる人とかよそから来た人はなかなか協力してもらえない面がありまして、ちょっとどんどんと良くなっていくのかなと期待したのですが、その辺に難しいところがあります。

そこまではよろしいでしょうか。次にいきまして、13ページの第5節のごみ減量化・リサイクルの目標と方策についての13ページから25ページまでのところで、何かありましたらお願いします。

鈴木委員

リサイクルのことなんですが、今後の要望というようなことですが、一廃、産廃、同じなんですが、リサイクルは少しずつは進んでいるのかなと。ただ目標はもっと高いカーブを要求している。その逆にある訳ですね。これいろんな業種、一廃、産廃もありますけれども、いろんな業種でリサイクルやっているとということで、全てにはあてはまらないとは思いますが、共通して言えることは、こういうのが何故出てくるのかなと。カーブをもっと高くできないのかなという、いくらか問題がありそうですね。リサイクル業に進出したいなという会社、県下で、結構あると思います。これ新しい分野なんでね。伸びるだろうと。ところがためらっているところもあるんですね。何故ためらっているかという、1つは事業化ということを考えた場合に、ある程度のリサイクル処理、生産性といいますが、そういうものも必要だし、収益性も少なくとも赤字ではいつまでもやっていけませんので、そういうものも考えるためらう。たとえば物が、やはりリサイクル対象品ですね、物は本当に毎日毎日恒常的に入ってくるんですかと。従業員を抱えてね。そういう不安があります。長期に休むことになってしまいますので。分別がきちんとできてくるのかなと。引き受けてから大変な苦勞をしているという話をきくわけですね。分別が混合になったりしてね、リサイクルができないと、非常にそういう不安がある。それからリサイクルするにあたってはコスト的にどうなるのかというのがあります。設備投資などをしますと、やはり減価償却費がかかってきますのでね。やはり工場が稼働しないと償却費とれません。あるいは人件費とか固定費があります。そういうものも1つあります。あとリサイクルできたものがちゃんとはいけますかと。工場に山積みにならないでちゃんと受け皿ありますかと。その辺を考えると非常に不安を感じてためらったりすることがあるわけですね。それでやはりこの辺の何故カーブをアップできないのかなという原因を、数値的な部分は出ているわけですから、ここも原因を追求してその辺のフォローアップを行政にさせていただいて、折角決断して進出したのに、お金をつかってやったのに、苦勞することのないように、できるだけ持続してやっていくように原因対策とを今後の私からの要望です。処理計画というのではなくて、それをお願いしたいなということ意見を話しました。以上です。

羽田委員

リサイクルなんですけれども、具体的に言えばトイレトペーパーなんかですね、この前青森に行ってみてきたんですが、製紙工場があるわけですね。だから町内会で区割りして集めて、

そこでリサイクルしたのを市内に卸すということですので、やはり自分たちが実際にリサイクルしたものが回ってくるという部分がありまして、大変、値段は普通よりちょっと高いくらいなんですけれども、それほど高くはないですからね、みんな協力的に買ってくれるというのを実際見てきました。私たちも福島の近くで、実際にリサイクルをやっている工場なんかがあったら見たいと思っただらば、米沢さんでやっているというのを聞いたんですね。米沢さんのところに見学に行こうと思ったら、ごくささやかにやっているから大型バス1台の見学とかは事業にならないのでお断りしますなんて話になってね、結局ささやかにやっているということなのです。例えば生協なんかですと、今、東北3県位で事業化を共同していますので、再生紙100%のトイレtpーパーを実際扱っていますので、そういう具体的なものでリサイクルというのは誰でも参加できるんだという部分がないと、実際伸びないんじゃないかと思います。コストかけて静岡まで持っていかなくともちゃんと近くでリサイクル施設を使えるんだという部分が、是非これからの政策の中に取り入れていただければ、何十万の人口だったらそういうのが成り立つのか、やはりそういう試算なんかも可能だと思いますので、是非その点について具体的なものを出された方が1つでも参加するという住民意識を育てるためには必要なことではないかと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

議長

リサイクルに関して他に何かありましたらお願いします。

今、紙について出ましたが、いわき市には大王製紙があり、軌道に乗るまではだいぶ苦労したようです。やはり集まってくる紙が相当量ないと事業として成り立たない。現在は、東北地区、関東地区の古紙を全部一手に受けてやっているの、事業として成り立っているんだというんですね。また、それを再生紙にしたものを捌けないといけない訳で、それにも、私もずいぶん言ったことがあるんですが、いわき市がまず地元にあるそういう事業を育てていくとか協力するという意味で、市の印刷物は全て再生紙にしたらどうだと。そういうのをして両面使えるようにするとか、例えばどうしたらもう少し伸びるかとかということ、いろいろその事業者の方とも話をしたことがあるんですが、市の広報誌なんかにも載せたりして、呼びかけたりしたんですが、だいぶ軌道に乗ってきて、今はだいぶ落ち着いて動いているんですが、しかしまだいろいろ改善するところがあるとか、あまり細かく切断されてしまったものは、そういうのが問題だとか、あとは古紙なのに古紙以外のものがだいぶ入ってきていると、そういうものを混ぜないように協力してもらわないとお金が余計かかってしまうと、分別が大切だと。リサイクルとはどういうものかということ、きちんとして市民とか事業者に説明する必要があるということで、だいぶそういう意見が強く出されたので、私も呼びかけたことがありますが、そういうことで現在はだいぶ進んできています。ただ、一部今は日本から中国、韓国とかあっちに流れていく面があって、回収率が若干落ちているということは話題になっていますね。

羽田委員

大王製紙さんを私も見学させてもらったことがあるんですけど、5、6年前ですか、そのときは新聞紙とダンボールしかやっていなかったんですけど、今はトイレtpーパーなんかもやっていますか。

議長

広くやれるようにはなっているんです。ただ、あんまり細かくしちゃったものは、あと、表面加工されてしまったものは、ちょっとお金がかかるのでということなんです。だいぶ分別処理ができるようになってきたのでそういう点はよくはなっています。

羽田委員

市町村の収集の段階ですね、あの段階でもっときちんと、例えば広告紙と新聞紙とそれ以外の紙と雑誌とかですね、そういう分け方をきちんとすればかなり有効にリサイクルできるというのが大王製紙さんで私たちもお聞きしたんですけれども、やはりその分を手抜きしている市町村が多いから結果的にリサイクルできないと、今、おっしゃったようにインクがかかったものはダメとか、やはりそういう部分をもうちょっと行政で一手間さえかければもっともってリサイクル率が上がるという部分、今、外国輸出の問題、特にプラスチックなんか特にそうなんでしょうけれども、そこに至る前に、もっと国内で有効にできる方法があるのではないかと思うんですけれども、そこ行政側で本当にリサイクルできるような、製品にできるような指導をきちんとなされれば、もっと有効な、みんなリサイクルに参加しているという意識も育つのではないかと要望を込めてですけれども是非お願いしたいと思います。

議長

その他何かございましたら。それ以外のリサイクルについても、後でまた出てきますが、生ごみの問題も出てきているので、何かございましたらお願いします。

畠山委員

20ページの下に注意書きで環境マネジメントシステムの国際的な規格である、本文に出ますが、ISO の14001という規格ですね、これを説明されています。なお、県内企業における認証取得件数は17年の8月時点で276件ですか。前にもちょっと申し上げたんですけれども、もう少し具体的に、私も企業の出身なんですけど、企業が環境面を具体的にどうやっていくんだと、対応をどうやっていくんだというのを考えた場合に、例えばこの14001を取得すること、大変に効果があるんですね。それは他のことは社長は若い人にやらせておけばいいんだということになるんですが、ことこのことに関しては認証を取らんがためには、社長さんの口頭試問から始まるんですね。おたくの会社は何を目指していますか、どういう理想を掲げていますか、そういうことから、それから全社員にいろいろ浸透策を講じなければいけない。さらには工場であれば工場に出入りする業者にまで指導を広げなければいけない。そうすると社員の意識が全然変わってくるんですね。それでお父さんがみんなそういう風になってしまうんですよ。で、私は、仕事も絡んでいんな方とこのことでコミュニケーションをとることがあるんですが、とにかくISO の14001のような、9001というような環境ではありませんが品質保証の国際規格なんかがあるんですが、そういうものをとったところは、要するにお父さんの会社でそういうことを言うてくるんで、それを家庭の中でもし、お父さんがPR するという大変な効果があるんです。そういうことがあるんですね、これはもう少し強く書いてよらしいんじゃないかと。さらに具体的に申し上げます。276件、300件弱この数値のかなりのパーセンテージ、多分私も勘定していませんが、7、80%です、これは他県からの進出企業なんです。しかもそういうところは大都市に本社を持つ大企業がまず認証取得をする、そうすると福島県なんかに進出してくる企業のいわゆる子会社ですとか、つきあいのある会社にも認証を取得しなさいというトップダウン的にくるんですね。従って取らざるを得ないというのが実態なんですけど、そう取っていきまして、製造事業者でいいますと主たるところでは殆ど取っています。その結果が200何十件になるんです。問題はこれからです。これからは本社が県内の企業がこれに挑戦していかなければならないのが課題であるということ、もう1つは非製造業、例えば運送会社で取っているところがポツポツと出てきています。先ほども車できたら、前のトラックに、大阪の事業者でしたけれども、私どもは14000を取得しておりますと、大きくきれいに書いていました。非製造業が取得している例ですが、この2点をですね、事実を、276件ですということに留めないで、もう1つ県

内企業の取得、あるいは非製造業への浸透、これが本県の今後の課題であるという位入れていただきたいのですが、いかがなものでしょうか。

鈴木委員

ISO の14001でございますけれども、これ特に大手企業を中心に今どんどん取得していると思います。ただ、問題、これ結構お金がかかるんですね。百万二百万の単位で出て行きます。それと全て書類でやりますので、結構な人材も人数、資質の面で要求されます。問題なのは中小企業の場合ですね。やはり必要になるということで、今、環境省の方でエコアクション21というやつで、10万から50万くらいの範囲で取得できるシステム構築しましてね、今、全国的に推進しようという動きになっているものですから、ISO14001 だと限界がでてくる会社があるのかなと、もう1つ簡便な、内容的にはほぼ同じという形ですけれども、そういうような安く取得できるシステムができてきていますので、もし、強く要求するならばそういうものもあわせて一緒にいれないと、会社によってはちょっと気の毒なところが出てくるのではないのかなと思います。

議長

事務局の方で何かありますか。

事務局(渡辺参事)

確かに20ページの事業系ごみの減量化のところに ISO14001の表現が出ておりまして、もっと具体的に強く記載すべきだという意見でございますけれども、この処理計画につきましては、県民、それから事業者、市町村、県の基本的な目標をどこに置くのかということでございまして、今のおっしゃったことも個別具体的な目標としてはふさわしいかとは思いますが、個別の ISO14001の取得に向けては個別のセクションにおきまして、取得するような推進するような施策も展開しておりますし、また、今、鈴木委員から話がありましたように、ISO14001 ではまかない切れない企業については新たな方策もその部署で進めようとしている状況だと思えますので、ここは大きな柱立てとして表現をさせていただいたということでございますので、大変、畠山委員のご提案も個別実施計画的なお話であれば、即入れてもと思った訳ですけれども、あくまでも県の廃棄物処理計画全体像の中での14001の取得ということの位置づけからすると、この程度に留めておいたほうがと思いますが、いかがなものか意見交換をさせていただきたいと思えます。

議長

何かございますか。

中村委員

只今、鈴木委員からのエコアクション21なんかも含めると、ISO14001等、等というふうな形を入れたらいかがかなというふうに思いますが、方向性だと思いますので。

事務局(斎藤環境活動推進グループ参事)

環境活動推進グループの斎藤といいます。私どもの方のグループで ISO あるいはエコアクション21そういったものの取得に向けて各企業さんに対する講習会、研修会といったものを毎年開催している状況でございます。その中で実態は17年の8月1日現在の数値がのっかっておりますけれども、その後の新しい数値を参考までに申し上げますと、17年10月時点で申し

上げますと、286件の県内での取得件数がございます。その中でこういった業種が多いかというやはり製造業が208件で72%を占めております。製造業の中でも金属製品製造業が全体の12.6%、あるいは電気機械製造業が全体の18.9%、というように先ほどお話がありましたように、県外の大手企業さんが、そこまで分析、県内県外という分離はしておりませんが、推測するところは、やはり先ほどのお話のように県外の企業さんが県内の事業所を持った場合に、取得するケースが多いのかなと思っております。参考までにサービス業、いわゆる非製造部門でさきほど運輸の話ができましたけれども、県内では運輸関係では鉄道事業者が1つ、運輸事業者が1つ、あるいはサービス業の中で廃棄物処理関係ということでは16件の取得件数が今のところございます。それから今話しが出ましたエコアクション21なんですけれども、これ16年度から認証手続きが始まったばかりのものですから、まだ現在のところは今段階では6件の取得件数しかございません。そういうのが実態でございます。我々としては、現在のうつくしま21の長計の中でこういったISO規格の認証取得の目標件数などを掲げまして、そちらの方で今県としてはこういったマネジメント規格を取得の推進ということを進めている、そんな状況でございます。

議長

いろいろ意見が出ましたが、ISO14001これいわきの商工会議所でちょっとやっていたことがあるのですが、そのときにこれをできるだけ企業に取ってもらう意味で勉強会をやるということで、中央からそういう講師の人を呼んで、だいぶ時間をかけて講習会をやったことがあるんですが、それがちょっときっかけになって、大きな企業さんはやはり海外に物を輸出するとかのときにこの14001を取っている取っていないでだいぶ評価が違ってくるというので、大きい企業さんは取ったんですが、しかし先ほど指摘されたように小さい企業さんはなかなか大変だということで、リサイクル事業とか減量化の事業とかは推進していきたいという企業さんは多いと思うんですね。その辺でこれ一本に絞るのか、あるいはエコアクション21を入れたほうがいいのか、その辺についていかがですか。文章を直した方がよいのか、あるいは等という表現にしておくか。

鈴木委員

等といれたほうがよろしいのではないのでしょうか。

議長

等がいいですか。

事務局(渡辺参事)

ご意見ありがとうございました。であれば、のところでございますが、ISO14001に代表される環境マネジメント等をということではいかがでしょうか。等を積極的に導入する、ということに修正とさせていただきますと思います。

議長

では、そのように修正したいと思います。

その他、ございませんか。次に進みたいと思います。

25ページの第6節の適正処理の確保から28ページまで、ここまでで何かございますか。

中村委員

大きなところではないのですが、26ページの16番のコミュニティプラントの注なんですけれども、管路によって集められただけになりますと、下水道になっちゃいますので、ある地域だとか、もしくは建物とかそういうコミュニティプラントの定義だったはずと思いますが、ご検討いただければと思います。

事務局(渡辺参事)

ちょっと解説が簡略に過ぎたかもしれません。ご指摘のとおりでございますので、もう少し表現を工夫したいと思います。

議長

その他、ございますか。

では一般廃棄物については以上でありますので、ここで5分ほど休憩をとらせていただいて10分から産業廃棄物の方に移させていただきます。

議長

次に進めさせていただきます。

事務局(渡辺参事)

休憩中事務局の方でちょっと協議をさせていただきました。只今、鈴木委員からエコアクション21のご提案等がございました。先ほど環境マネジメント等ということで、ご了解を得たわけですが、担当グループの方と今協議をいたしまして、県民にそれから県内にアピールする意味もあるのではないかとということから、ISO14001やエコアクション21などのというような表現を入れながらアピールするということその方向でまとめさせていただくということでいかがでしょうか。直接的な文章表現についてはあと部会長に後ほどご了解を得るということでお諮りをいただきたいと思います。

議長

具体的に今事務局からありましたが、いかがですか。

鈴木委員

この方が分かりやすいです。

議長

ということでお願いいたします。

では次に産業廃棄物の処理の方に移させていただきます。29ページの産業廃棄物の処理から41ページ目的達成状況という41ページまでで御質問・御提言等ございましたらお願いします。

福島委員

まず、記憶にないんで確認なんですけれども、この産業廃棄物の発生量というものですね、正確に言うと県内に県外から持ち込まれる廃棄物、あるいは県内から県外に搬出される廃棄物、それぞれ含まれているのでしょうか。発生量の定義を教えてください。

事務局(河津参事)

この発生量というのは、平成16年度にアンケート調査を行いまして、業種毎にピックアップしながらやったものです。ですから県内県外を問わず、あくまでもここに出てくるデータというものは、最終的には少し少なくなりますけれども各業種からアンケート調査をやりましてそれに推計を行いまして最終的には合計の数、ということで県内での発生量です。

福島委員

ですからこれは当然推計であると思いますが、県外から県内に入ってくる、県内から県外へ出ていく、これは概念として含まれているということですか。

事務局(河津参事)

あくまでも県内の発生量、例えば31ページございますよね、この中で言っている不要物発生量、これは有価物もは入ってきますけども、それとあわせて、有価物と排出量、(3)番目に排出量というものがあるかと思えますけれども、31ページですね、これが県内の事業者の発生量です。ですから県外から入ってくるものはありません。あくまでも県内から県外へ行くものももちろんありますし、県外からも県内に入ってきます。それとは別にここで言っている流れとしては、あくまでも県内の事業者の発生量です。各事業所から出てきたもの、それを集約したものと考えていただければと思います。

福島委員

そうすると考え方からいくと、県外から県内に入ってくるものは基本的には想定していない。

事務局(河津参事)

動きの中で想定といいますが、少なくともこの調査の中でどのくらい発生したかということに関しては県外から入ってくるものについては想定しておりません。例えば、発生量の目標値とかを定めますね、現状であるとか将来予測、それから目標値とありますけれども、それに関してはあくまでも県内の事業者のみ、事業所から出てくる廃棄物の量です。

福島委員

そうすると県内から県外搬出されたものも、概念としては、含まれる。

事務局(河津参事)

そういうことです。

福島委員

そうすると、ちょっと推計量なので、これをこのあと例えばですね、県外から持ち込まれる廃棄物の量の数値を何パーセントにするかとかですね、いろんなそういう目標値と関係するので、ここで推計値はありますけれども、発生量というのはいったい何を示しているのか、要するに県内での発生量、県外から県内に持ち込まれる産業廃棄物が含まれていないということを明示しておいた方がよいことが1つ、それからもし県外から県内に持ち込まれる産業廃棄物について、これはこの数値の中で想定していないということになりますと、やはり、県内でのリサイクルと最終処分量の目標値というのが40ページに書いてありますが、これはあくまで県内で発生したものに対しての目標値ですので、この目標値を目指して減量を続けていった場合に、当然その穴埋めとして県外から県内に産業廃棄物が持ち込まれてしまうという危険性がありますので、これは先ほどの説明の中で、堅持するということでしたからそれでいいのですけれども、県外か

ら県内に持ち込まれる産業廃棄物の割合を20%にするというのは是非守っていただきたい。

事務局(河津参事)

あくまでもこの計画というのはですね、福島県内の事業所をトータルして福島県として発生量をどう抑制していくのか、という、また最終処分量を少なくさせていくかという話とですからあくまでも基本的には県内の事業者から出発して、それぞれ中間処理どのくらいやるのか、リサイクルどのくらいやるのか、最終処分になるのか、という話で、この計画の中身でございます。その中では当然県外から入ってくるものもありますので、それには今までの審議会の中でご意見の中でも抑制しようということは繰り返しているとは思いますが、20%については今委員がおっしゃったように堅持するというので、この計画の案の中でもそういうふうに記載させていただいております。

鈴木委員

県内に入ってくるもの、あるいは県外へ出て行くもの、ちょっと数値、この資料から見ますと、福島県から県外に出て行く産廃の量の方が、絶対値は多いんですね。入ってくるものよりもね。最終処分か中間処理かという違いはありますけれども、ただ、絶対量から見ますと福島県から外に出ているものが絶対的に多いんですよ、ということだけちょっとお話ししておきます。確認の意味で。

事務局(河津参事)

正におっしゃるとおりで、前のこの説明の中でもなかなか舌足らずでご理解いただけなかったかもしれませんが、35ページとですね、36ページ見ていただければ、分かるかと思えますけれども、合計欄のところでは県外への搬出量1,119,693トン、それに対して県内への搬入量というのは36ページ合計の欄をみていただきますと、504,374トン、倍くらい違うという数値的にはそのような違いがございます。ただ、内容的に見ますと、県外へはばいじんが多いというところでございます。これは福島県特有、浜通りの状況をみますと火力発電所が多いというようなことで、そこでリサイクルするためにセメント工場にだいたいばいじんがいているということもございまして、絶対量からすると、今、鈴木委員がおっしゃったように県外に出て行く方が多いという状況にあります。

議長

こういう廃棄物はできるだけ資源化できるものは資源化するという方向で動いているので、あるいは有害なものは無害化するとか、そういう措置が必要になってくる訳で、県内で全てやればいい訳ですが、やはり県外にそういう処理を有効にできる処理施設をもっている県とあとは逆に県内に他県にはない特有のそういう中間処理、安定化処理とかが可能な事業所もある訳で、産業廃棄物については特に県外県内というのを固定化するのはなかなか難しい面があるのではないかなと思うんですね。やはり適正に処理するということがまず前提になるんですね。いい加減に処理されてしまうと後の処理に非常に膨大なお金がかかってしまいますので、まずはこの廃棄物はどういう処理が必要になってくるのか、それを有効にやれるのはどこの事業所か、そういうことをだいたい事業者は考えていると思うんですね。そしてそれをもって県内県外に動いているものですからなかなかそこがパーセントで何パーセントときちんと抑えてしまうのが難しい面もあると思うんですね。しかし最終処分場は非常に少なくなってきていますので、最終処分場に埋め立てる県外廃棄物の量はある程度限定するということは皆さん理解できるの

かなと。しかし、廃棄物全体に対するパーセントというのはなかなか難しい面もあるのではないかと気がしているんですが、その辺に対して何かありますか。

福島委員

先ほどの質問と関連しますけれども、結局、県内からの発生量を基にして目標値を決めてですね、リサイクルと最終処分量を決めていますので、当然、これは適正に進んでいけば県内の発生量、最終処分量、その中に県外から持ち込まれるものは入っていないですね。どこからか県外から入ってくるものに対する規制というものが必要だと思います。県民としては、福島県がいろいろ努力をして県内での産業廃棄物を減らす努力をしている、その代わりに県外からどんどんはいつてくるのではないかという不安はもっている。それに対して、県外から入ってくるものに対する、今はこの20%という枠しかないので、そういう形で努力することが必要だろうと思います。

鈴木委員

統計の数値から言いますと、福島県の発生量ありますけれども、出て行くものが多いんですね。100万トンが県外に出て行く。入ってくるのが50万トン、差し引きすると容易にでてくるんですね。発生量の要するに処理の、発生元と処理の先を見た場合ですね、単純に計算しますとね。ですから、オーバーするということではないんで、逆にそれだけ発生量が減るわけですから、そこのところは検討というか考慮することも必要ではないですかと。外から入ってくるばかりではなく出て行くものも関連でね、そんな感じを受けますけれども。

福島委員

確かに出て行く方が多いので、その辺はやはり県民にきちんと外の県に出て行く目をきちんと確認することと、ただ、県内から県外に出て行くものに関しては、発生量という1つの推計値の枠組みの中で減らしていくと計画の中でうたっていますので、その中で県内から県外へ出て行くものに対してもきちんとリサイクルとかいろんな方法で減量化していく目標値があるんですけども、県外から県内に入ってくるものに対しても規制というものがありませんね。そういう意味でこの20%という枠を1つの規制として残しておいた方が県民に対しては非常に安心感あると思います。

議長

その他の委員の方で何かただ今の意見等に対してありませんか。

鈴木委員

先ほどの議長の話と同じなんですが、やはりこの中に技術というのが抜けているんですね。ただ統計数値が全てではないし、それぞれ企業というのは技術開発をやっている訳で、その辺の特色ある固有の技術、ノウハウを持ったような技術ね、そういうような研究開発を企業は行っていますのでね、特色がありますので、その辺加味してやはり考えないと、ただ統計の数値だけでのあれじゃないんじゃないのかなとちょっと思います。それだけちょっとつけ加えます。

議長

私もちょっといわき市の産業廃棄物関係の議論をしたことがあるんですが、いろいろ話題になったのは、いわき市は中核都市なので産業廃棄物も含めて一般廃棄物以外のものも検討しないとということをやっていたのですが、そのときにリサイクルできるものと資源性のものは区

別してもいいのではないかと。こういうものは地元で適正に処理できるものとできないものがあるわけで、いわき市はかなり事業所が多いのですが、そのときに、では県外に持ち出す量が制限されてしまうと非常に大変になると、県内に入ってくるのも規制するのは問題になるのではないかと。そういうリサイクルとか資源性の物質というのはそれ以外の物質とあるいは有害性物質もそうですが、そういうものはどっちを重視して考えるべきか。要は最終的には適正に処理をする事の方が重要だ。そしてまた最終処分場に埋め立てる量を制限するのは分かるけれども、全てのものを制約してしまうと問題ではないか、ということがだいぶ話題になったんです。事業者というのはリサイクル事業にしても資源化する事業所にしても地元だけの排出量では経営が成り立たなくなっている。ただ、他県から入ってくるものも受け入れないと事業として成り立たない、あるいは他県に持ち出す方にもあまり制限されると非常にやりにくくなる。そういうことをだいぶ話題にして議論しました。だからどこまでそういう枠を作るべきかとか、あるいはどういうことがもっとも大切なのか、あるいはいわきは今まで不法投棄が2件起こっていて、それに膨大なお金をつぎ込んでしまった。そういうことの方がもっと問題だと。そういう適正にやられないで終わってしまうのは、いい加減に処分されてしまうというのは、それの方がもっと大切で、どういう対応をしていったらいいのかということをお話して話したことがあります。確かに一般廃棄物と違って産業廃棄物はそういう難しさが出てくるように思いますね。廃棄物の中で特に多いのは汚泥なんです。汚泥の処理というのは、有機性汚泥と無機性汚泥とがあって、それを焼却したものをセメントに利用するとかなんかというときに、地元だけでそれができるのか、というところも難しい。いろんなところでセメントの材料として使ってもらわなくてはならないとか、他県に持ち込んでやってもらうという面が非常に多く出てしまうんですね。だから他県に出る量が多くなってしまっている面はその辺が大きな問題になるのではないかと。特に廃棄物の量が多いのは汚泥なんです。汚泥が非常に多いんです。その量が全て地元で処理できるのかというところが非常に難しい。そういう話題になっていってしまうんですが、その辺に対してはどういうお考えをもっていますか。

将来は、やはり循環型社会を構築しようとする訳ですから、できるだけ県内で発生するものは県内で資源化するかリサイクルしていくようにしていくのが一番望ましい訳ですが、非常に難しいのかなという気がするのですが、そういう意味で私は最終処分場に持ち込むのは制限してもいいのかなと思いますが、それ以外のものはあまり20%というのは決められないのではないかと気がしているのですが。

事務局(河津参事)

ちょっと先のほうの話になってしまいますが、今の20%条項で言いますと、56ページ、57ページの方を見ていただければ、取り扱いについて載せておりますけれども、現実的に県外から来るものの中で、中間処理に来ているもの、それから最終処分場に行っているもの、それぞれの割合がここに示されておりますけれども、最近は両方とも20%をきっているという状況にあります。ただそういう中で、これは今までの審議会の中でお話をしましたけれども、先ほど鈴木委員の方からお話がありましたけれども、議長からもありましたけれども、技術的な面で特殊な中間処理業者が本県の場合には大手2つあるということもございまして、現実的に考えた場合にですね、その20%をそのまま押し付けるということではないと我々も考えております。その中で中間処理については20%とは特にここで言うてはございません。あくまでも現実的に福島県の廃棄物が適正に処理されることが大切であることは言うております。ですから併せて条例の中でも言うておりますけれども、基本的にはどこでもできるようなものが福島県内にだいぶはいつてくるような話ではこれはまた福島県としても当然体制が組めませんので、それはやはり考えていかなければいけないという部分も当然ある訳ですから、それは例えば条例の中で

事前に届出をもらって審査をすとかという話をしながら、そこでチェックをしていく。ですから基本的に先ほどいいましたように最終20%という書き込みはここでもそうですが、最終処分に限りながら20%という枠組みをしていますが、中間処理については、中間処理だったらなんでもいいという話では当然ございません。原則はやはり堅持しますけれども、20%条項については最終処分場だけ書き込みではあります。

鈴木委員

1つの今後の要望というんですかね、そんな形で最終処分場の県外物20%以下の規制につきまして、ちょっとお話をさせていただきたいんですが。福島県の処理計画によりますと最終処分量は少し増える方向にありますというデータですね。最終処分量ね。これ経済の活性化とか外部からの企業の誘致とかそういうものが大きな要因になっているのかなということ、逆にマイナス要因は産業廃棄物税とかリサイクルとか、これは減らす方向にある。そんな中でプラス方向。全国の最終処分量というのは2・3日前の毎日新聞に出ていましたけれども、2004年度は2003年度より29%最終処分量減っているんですね。全体的にですね。私が言わんとするのは今後の計画がここに出ていますから特に最終処分業者の経営という面でね、全体量が減る中で20%の規制の中で、経営が非常に困るような状態のないようにですね、その辺の全体量を押さえて指導していただきたいなと言うことを、今後の要望として運用面のお話させていただきたいと、1つの計画は計画としてこれは尊重する。ただ、実際にどうふれるのかということも分からない点もありますので、その辺今後の動向を見ながら、その辺の関心を強く持っていただきましてご指導をお願いしたいなということを要望として述べさせていただきました。以上です。

議長

その他意見ありますか。だいぶ時間もきていますので、その次のページに関係することが話題になってしまったので、54ページから62ページまでの廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項に関連していることが多いので、そこまで含めて何か御意見がありませんか。

堀金委員

一般廃棄物と違いまして産業廃棄物は専門ということになりますので、私たち一般住民からすればこれは別枠という形で、どうしても捉えがちな訳ですね。ですけどもこういう審議を見て、後の方にこれからの進行管理ということもあるように、先ほども申しましたように、例えば学校現場でこれからの環境教育という場合に、一般と産業廃棄物関係で子供達がページを開いたときに、より具体的にああこれはこういうことなんだということが分かるように、数値的なものが地名とか具体的なものを出されてきたということは県民1人1人がものすごく関心をもって取り組む、そしてまた不等投棄等を考えた場合に、また取り組まざるを得ない大きな課題であるのではないかなあとこう思っております。ですから、これから最後の63ページにある進行管理、この第2節というのですね、ここのこれからが見直しされてここを来年度から県民1人1人の産業廃棄物に対する関心の度合いということ、県内への搬入の20%規制とそういった数値的なものを持ったときに取組む体制が違ってきますので、是非、より具体的なものをしていただくといいなと思います。それで、お願いしたいことがあるんですが、一番最初に計画目次がありましたね。一般廃棄物と産業廃棄物ということで分かれて、県の対策グループと産業と分かれて計画目次を立てられたと思いますけれども、私見ますと、一般の方は丁寧な文言で並べてあるのではないかな、より具体的に例えば、私どもは県民とか町民、事業所とか地方公共団体、町村とい

う言葉の中で意識付けが図られて非常にいいなと思ったんですが、産業廃棄物のこっこの節がある訳なんです、短い表現なんです。でもやはりこの目次ページを開いたときには、これから県民に1つ1つ易しく、そして問いかけてやはり1人1人が取り組む姿勢というのは我々県民だと思いますので、この目次の方をですね、産業廃棄物のここの第3節から第5節まであるのですが、もう少し易しい表現、それからそういうものを入れていただいて、見直していただきたいなとこう要望したいと思ったんですが、お願いします。

事務局(河津参事)

非常におっしゃることはよく分かります。我々産廃グループとしては直接規制等を行っているということもあって、言葉が難しくなったり、専門用語的な言葉が氾濫してくることは確かでございます。今、堀金委員がおっしゃったように県民にもこういうことをやっている、教育にも取り入れるということは多々あるかと思えます。この計画については易しい表現というのは難しいことあるかとは思いますが、これから来年度からの普及啓発を含めていろいろな機会がございます。また、この計画そのものの概要版等も予定がございますので、そういった中で、なるべく分かりやすい表現につきましては努めていきたいと思っております。

議長

確かに産業廃棄物という市民の方に日常は直接関係ないように思われがちですが、よく考えると自分らが生活していくためには、そういう会社で作った物を利用してありますし、また、それが全て利用できている訳でなくて、最終的には廃棄物になっていくものもありますし、あとは学校にしてもいろんな事業所、病院にしてもいろんなところで出てくるものについては、あるいは住宅にしたって、それを壊して作り直すといったら、建設廃材に行く訳ですし、関係ない訳ではないですね。市民の方にも非常に関係がある。そういうことをどういふふうにしてPRしていくか、確かに堀金委員が言われたように、いわき市でもそういう問題が出たことがあるんです。もっと市民に分かりやすく説明する必要があるのではないかと、それでヒューマンカレッジという市民大学があって、私、そこで講義をしたんですが、そういう市民の方に産業廃棄物はどうあるべきか、どういふふう処理しなければいけないのか、リサイクル事業とか循環型社会を構築していくにはどういふ問題が発生しているのかとか、そういうことをよく説明すると、その市民の方ものってくるんですね。学校においてでもそうだと思うんですね。中学校の、私は直接やったことはないのですが、中学校の理科の先生とか職業家庭課の先生方に、講演やってくれと頼まれてやったんですが、そのときにも産業廃棄物はどういふ問題を今抱えているのか、どういふ話題になっているのか、どうしないといけないのか、そういう機会を作っていく必要があるんだと思うんです。環境教育の1つとして、そうすれば一般廃棄物だけではなく、あるいは物によっては一般廃棄物と産業廃棄物との区別が難しくなることもあるんですね。そういうことを理解してもらうためにも、それから若い人たちはそういう社会に向かっていく訳ですから、そういうことが非常に大きな環境教育につながっていくという気がするんで、機会あるたびにそういうことをやる必要があるのではないのかなという気がします。どうしても産業廃棄物という堅くなりがちな面もあります。この文章をみても一般廃棄物と表現の上で確かに指摘されたようなところがあるかとは思いますが、どうしても表現が難しくなるのかなという気がしますけれども、しかし、表現ももちろん大切ですが、なぜこのことが必要なのかということ強く表現するというのも重要なのかなという気がしますね。県民の人とか住民の人とかの協力がなくてはリサイクル事業というのは成り立たない訳ですから、そういう意味で今日全てに対して意見を述べることは難しいのですが、後ほど、事務局の方に何か御意見等ございましたら、そういった表現上の問題だとか、いろいろ指摘して事務局の方に提出していただければと思います。この場で全ての言葉を一

個一個見直すのは難しいでしょうから。

事務局(河津参事)

先ほどの ISO の話なんですけれども、事業系の一般廃棄物の中で、いわゆる事業者の役割の中で触れましたが、産廃の方にも排出事業者の役割ということで50ページの中に記載されております。その中で、丸の一番上の方で の中で、ISO14001に触れておりますので、同じ事業者、排出事業者という観点からすると同じ事業者ですので、産廃の方も書きぶりや意味合いを含めて訂正させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

では、だいが時間も経ちましたので、最後まで計画の推進までで、進行管理、63ページまで含めて何かございましたらお願ひします。あるいは全体についてでもいいです。

事務局(河津参事)

先ほどの ISO 関連でもう一点52ページにも、そのような表現がございます。県の役割の中にも出ております。一番始めの丸の で同じような表現がされておりますので、それについても同じような表現にさせていただきたいと思ひます。併せて全部精査しておりませんので、こういう表現が別にあればエコアクション21を含めた形で表現したいと思ひます。

畠山委員

先ほども議論が途中までになったような気がするんですけども、35ページの県外への搬出、それから次のページの県内への搬入、この中で大きいのは、県外の搬出量の方が多い。その多い中身を見ますと、その中でもいわゆるばいじん、これが70%を超えている訳ですよ。ですから、その数値にあまり振り回されないように、突出した数値のものだけは、加注かなんかで、なせそうなっているのか、この先はどうなるのか、ちょっとコメントをつけていただいた方がよろしいのではないかと思います。先ほどのお話の中で、技術の問題があるということも確かに分かりますし、福島県だけではもう一般のものであれば各県が競争して同じくらいの県内での処理を目指していこうではないかと、ただし、それでは済まないようなこのようなもの、ばいじんや鉱さいとかは技術の問題もありますし、その先何にどう使われるのか、これを見ますと日本全国で考えなければならぬかもしれないし、物によっては更にグローバルなものだって、今はなっていませんけれどもそういうものだってあるわけですね。ですからあまり数値に振り回されないように、突出した数値のものだけは、ちょっとコメントをつけていただいた方がよろしいんじゃないかなという気がします。以上です。

議長

事務局で何か、数値の件で、ばいじんとかありますか。

事務局(河津参事)

他の委員がよろしければ、一番頭といいますか、県外への搬出量111万トンというのがありますがけれども、そのうち一番多いのはばいじんですよとか、そういう形でそこを補う形で行きたいと思ひます。そういう形でよろしいでしょうか。

畠山委員

お願ひしたかったのは、何故そうなるのか。結果みれば円グラフで70%出ているのがすぐ

分かる訳です。なぜそうなっているのか、出たものがどうなるのかということをやっと数値が突出しているだけに、ちょっとコメントをつけていただきたいなということですが、いかがでしょうか。

議長

ちょっといいですか。私、いわきの場合には分かっているんですが、ばいじんが多いのは汚泥を、下水汚泥等を焼却処理するんです。そうするとばいじんが焼却したものとしてかなりの量が出るんです。それを茨城県のセメント会社に持って行って、そこでセメントの副製物として利用してもらいたいと。県内というかいわき市内とか県内でそれを受けてくれるところは非常に少ない。大半がそっちに行っちゃうんですね。

畠山委員

それは市場原理であって、結構なことなことで、私は善し悪しを言っているのではなくて、ここにちょっと入れていただければ見る方は非常に分かりやすいですし、教育の面でこれを参照していただいた場合にも7割はどうなっているんだ、実はこういうことなんだということが分かりやすいと思います。

議長

どういう目的に使われているのかとか、県外に出た物がどういうふうにやられているのか、会社はいれなくてもいいでしょうから、どういう使われ方するのかということは、説明あると、コメントあればいいですね。

畠山委員

そこにコメントを入れていただくことについて、事務局で何か引かかるものがあるんですか。

事務局(河津参事)

ちょっと今相談しておりましたのは、全体的な書きぶりの中で、そういう突出したデータがあって、他の方でいっているのか、言っていないのか、そこをちょっと今検討したところなんです。全体的なこの計画の中で、比較的淡々といいいますか、データをそのまま計画の中で言っている部分が、特に実態等については多いものですから、あまりそこだけ細かく書くと、表現上のバランスの話なんですけれども、そのところでどうかなというところがあったところです。気になったのはそこだけなんです。特別にこれがどうしても書いていた方が非常に分かりやすく、他の記述からしても問題がないということであれば書き込んで問題がないというふうに考えております。

畠山委員

分かりました。この大変は時間、人数をかけて資源を使って立派なものをまとめておられるので、これを学校教育の場で、先生達は実はこれを引き出しているんですよ。これを子供達に展開を考えていただきたい訳です。是非、バランスという問題もありますが、できるものはどんどんやっていったほうがいいんでしょうね。特に突出した数値は、他とのバランスは原因が別であって、あまり気にすることではないんじゃないのかなという気がしますけれども、しつこくなりました。

議長

どこまで表現できるのか、ちょっと事務局の方で検討してください。

事務局(河津参事)

あとは部会長と相談するという事で、皆さん各委員からご了解をいただければ、部会長とあと相談させていただきたいと思います。

議長

その他ございますか。

畠山委員

一番最初の話で、ちょっととりとめのない話になりましたので、一言だけ付け加えさせていただきたいのですが、有料化の問題なんです、一番最初に私が申し上げたところで、データから見ると、リバウンドが考えられるから、実態としてあるから、踏み切らないという自治体が結構あるんですね。それで追加して言いたかったことは、そういう自治体に対して、市町村に対しては、県で大いに推してもらいたい。推進しようじゃないか。そうは言っても、先ほど、推定なんです、有料化ということ認めたがために、リバウンドということも考えられるよ、それがよくないと言うんだったら、何か更にいい案があるのか、出してくれというくらいのを、県の方はどんどん推進するというので、進めていただいたほうがよろしいんじゃないかと思います。反対論が出たら対案をとというのが、これ政治の世界ばかりではなくて、正にこういう場こそ必要ではないかなと思います。元気を出して推進の方をお願いしたいと思うのですが。

議長

その辺は事務局の方をお願いしたいと思います。多少修正する部分もあったようなので、修正をして第2部会の答申案として、2月13日に出させていただく訳ですが、それまでに私と事務局の方で検討させていただいて、提案させていただくことでよろしいでしょうか。お気づきの点がございましたら、できるだけ早い時期に事務局の方にご提案を出していただきたいと思います。それでは、以上で本日の部会は終了しますが、事務局の方から今後の予定を含めてお願いします。

事務局(渡辺参事)

部会でも本審議会でも話しが出ましたが、一般廃棄物関係でのごみ減量化での先進的な事例を載せるべきではないかという御意見を、大越委員を始め何人かの委員から伺っております。福島県の市町村における先進的な事例というものも照会をし、ある程度把握はしたんですが、全国的に比べた場合、必ずしも本県の市町村のごみ処理が先進的な事例かという、残念ながらそのレベルにっていないのではないかという状況です。一方で全国的な資料等を見ますと、名古屋、山形県鶴岡、東京町田市ほか、先進的な取組を行っている事例があるという状況の中で、これをどのような取扱をするのかということですが、事務局としても検討し、部会長に相談させていただきながら、載せた方がいいのか、他の形がいいのか、ご相談したうえで決定させていただくということで、委員の皆様は予めご承知おきをお願いしたいと思います。

事務局(坂内産業廃棄物対策グループ主幹)

今後の日程等につきまして、説明させていただきます。本日、御審議いただきました計画の

第2部会の答申内容につきましては、一部の修正等を行った上で2月13日開催の環境審議会の全体会で審議会答申案ということで御審議いただきまして、2月下旬頃には答申ということで予定させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。なお2月13日開催の審議会につきましては、午後1時30分より本庁舎2階の第1特別委員会室でございますので、大変お忙しいところ恐縮でございますが、御出席をお願いします。

議長

本日の部会はこれで終了させていただきます。審議に御協力いただきまして本当にありがとうございました。

司会

以上をもちまして本日の環境審議会第2部会を終了させていただきたいと思っております。長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。